

お気軽にご利用ください 「高齢者福祉サービス」

町では、おおむね65歳以上の1人暮らしの人や障害がある人などを対象に、自宅で受けられる各種サービス事業を行っています。主な事業は下表のとおりです。高齢者や障害者の皆さんが日常を元気に過ごせるようお手伝いしますので、お気軽にご利用ください。
※事業内容や申請手続きなどの詳しい内容は、お問い合わせください。

◆主な事業一覧

事業名	対象者	内容
要介護高齢者等おむつ給付事業	要支援や要介護の認定を受けている人や重度身体障害者(※1※2)	おむつの現物給付
緊急通報装置貸与事業	高齢者のみの世帯や1人暮らしの重度身体障害者(※2)	緊急事態が発生したときに、簡単な操作ですぐに通報できる緊急通報装置の設置
訪問理美容サービス助成事業	理・美容所に向くことが困難な高齢者や重度身体障害者(※1※2)	自宅で理美容サービスを受けるための経費の一部を助成
高齢者日常生活用具給付事業	高齢者のみの世帯(※2)	電磁調理器、火災警報器、自動消火器の給付や電話加入権の貸与
高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業	要支援や要介護の認定を受けている人や下肢・体幹機能障害の身体障害者で1級～3級の人の人(※3)	浴室やトイレ、段差解消などの住宅改善に必要な経費への助成
お元気でさか見守りネットワーク事業	高齢者のみの世帯	近所に住む「見守り協力員」が週1回程度訪問し、日常の安否確認を行う
高齢者補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の聴覚障害に該当しない65歳以上の中等度難聴高齢者の人	補聴器購入費の一部を助成

※1 前年分の町民税所得割が非課税である世帯のみ。

※2 実態調査により利用適否の判定を行います。

※3 所得制限があります。

◆申請先・問い合わせ 町長寿福祉課高齢者福祉係(☎82-3111内線148)へどうぞ。

治療に取り組む夫婦が対象 不妊治療費を全額助成します



町では、不妊治療の経済的な負担を軽減するため、治療を受けた夫婦に対し、助成金を交付しています。

不妊治療に取り組んでいる人などは、町健康子ども課へご相談ください。

◎一般不妊治療費助成

▽対象者 一般不妊治療を受けた夫婦(事実婚を含む)で、次の条件を全て満たす人
▽治療開始日以前から町内

に居住し、かつ、住民登録があること
▽夫と妻が医療保険各法に基づく被保険者か組合員、またはそれらの人の被扶養者であること
▽産科や婦人科、産婦人科、泌尿器科または皮膚泌尿器科を診療科目とする医療機関で一般不妊治療を要すると診断されていること
▽対象となる治療 保険適用となる
▽タイミング法や人

◎特定不妊治療費助成

▽対象者 町健康子ども課から町内に居住し、かつ、住民登録があること
▽生殖補助医療が必要であると医師に診断されていること
▽治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること
▽医療保険

工授精などの不妊治療
▽不妊検査(不妊を診断するための検査などを含みます)
▽助成金額 治療費の自己負担額を全額助成
▽申請方法 治療前に町健康子ども課で事前相談を行い、治療後、窓口で申請してください。

各法に基づく被保険者か組合員、またはそれらの人の被扶養者であること

▽対象となる治療 保険適用となる体外受精や顕微授精
▽助成金額 治療費から高額医療費や給付金などを除いた自己負担額を全額助成
▽申請方法 治療前に町健康子ども課で事前相談を行い、治療後、窓口で申請してください。

◆申込先・問い合わせ

町健康子ども課子ども家庭センター(☎82-3111内線601、605)へどうぞ。

小さな掛け金で大きな保障 交通災害共済にご加入を

県市町村総合事務組合では、市町村交通災害共済の加入申し込みを受け付けます。町から各世帯へ申込書類を郵送しますので、希望する人はお申し込みください。
▷受付窓口 町内各金融機関、町町民課窓口、役場各支所
▷掛け金 1人400円(年額)
▷見舞金の支給対象 道路上での自動車、バイク、自転車

などの交通に伴う国内での交通事故(単独事故を含む)
※天災や加入者の故意による事故は対象外です。

▷見舞金の支給額 ▶死亡または身体障害等級1級などに該当する障害…110万円▶障害…入院(1日につき)2千円、通院(1日につき)千円

▷金融機関への申込期限 9月30日(10月1日からは町町民課または役場各支所でのみ受け付けます)

◆問い合わせ ▶町町民課地域安全係(☎82-3111内線126)▶岩手県市町村総合事務組合(☎019-622-6279)へどうぞ。